

産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

日本産婦人科医会編
平成 30 年 4 月

診察料

㊦ 届出た医療機関

㊧ 施設基準を満たす医療機関

I. 初診料

診 察 料		時間内	時間外	休 日	深 夜	
初診料	病 院	普通の場合	282	367	532	762
	診療所	6 歳 未 満 妊 婦	357	482	647	977

同一医療機関・他疾患

同一日・他診療科（1つのみ）……………141（加算なし）

1. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）……………50

2. 機能強化加算㊦……………80

II. 外来診療料・再診料

診 察 料		時間内	時間外	休 日	深 夜	
外来診療料 (200 床以上病院)		普通の場合	73	138	263	493
		6 歳 未 満 妊 婦	111	208	333	663
再診料	病院 (200 床未満) 診療所	普通の場合	72	137	262	492
		6 歳 未 満 妊 婦	110	207	332	662

同一医療機関・他疾患・同一日・他診療科

（一つのみ）……………36（加算なし）

1. 外来管理加算（200床以上の病院は除く）……………52

2. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）……………50

3. 時間外対応加算（診療所のみ）㊦（イ）加算 1 ……5

（ロ）加算 2 ……3

（ハ）加算 3 ……1

4. 明細書発行体制等加算（診療所のみ）……………1

5. 地域包括診療加算（診療所のみ）㊦（イ）加算 1 ……25

（ロ）加算 2 ……18

薬剤適正使用連携加算 ……30

III. オンライン診療料（月 1 回）㊦……………70

医学管理等

特定疾患療養管理料

1. 診療所……………225

2. 許可病床数100床未満の病院……………147

3. 許可病床数100～200床未満の病院……………87

特定疾患治療管理料

1. ウイルス疾患指導料

（イ）ウイルス疾患指導料 1 ……240

（ロ）ウイルス疾患指導料 2 ……330

3. 悪性腫瘍特異物質治療管理料

（イ）尿中BTAに係るもの……………220

（ロ）その他のもの（1）1 項目の場合……………360

（2）2 項目以上の場合……………400

初回月加算……………150

9. 外来栄養食事指導料

（イ）初回……………260

（ロ）2 回目以降……………200

11. 集団栄養食事指導料……………80

22. がん性疼痛緩和指導管理料㊦……………200

29. 乳腺炎重症化予防ケア・指導料㊦

（イ）初回……………500

（ロ）2 回目から 4 回目まで……………150

地域連携夜間・休日診療料㊦……………200

手術前医学管理料……………1192

手術後医学管理料（1 日につき）1. 病院……………1188

2. 診療所……………1056

肺血栓塞栓症予防管理料……………305

リンパ浮腫指導管理料……………100

ハイリスク妊産婦共同管理料（I）㊦……………800

（ハイリスク妊産婦を紹介した医療機関が算定。）

ハイリスク妊産婦共同管理料（II）㊦……………500

（ハイリスク妊産婦の紹介を受けた医療機関が算定。）

がん治療連携指導料（情報提供時）㊦……………300

ハイリスク妊産婦連携指導料 1 ㊦……………1000

（月 1 回、産科・産婦人科で算定）

ハイリスク妊産婦連携指導料 2 ㊦……………750

（月 1 回、精神科・心療内科で算定）

診療情報提供料（I）……………250

ハイリスク妊産婦紹介加算……………200

（ハイリスク妊産婦共同管理料（I）㊦の施設に限る）

診療情報提供料（II）……………500

（セカンドオピニオンのための紹介の場合）

診療情報連携共有料（歯科との連携、3 月に 1 回）……………120

薬剤情報提供料（外来のみ）……………10

手帳記載加算……………3

傷病手当金意見書交付料……………100

在宅医療

往診料……………720

（死亡診断を行った場合200点加算）

救急搬送診療料……………1300

長時間加算（30分超）……………700

新生児加算……………1500

6 歳未満の乳幼児加算（新生児を除く）……………700

在宅自己注射指導管理料

1. 複雑な場合……………1230

2. 1 以外の場合

（イ）月 27 回以下の場合……………650

（ロ）月 28 回以上の場合……………750

導入初期加算（3 月を限度、処方変更時 1 回）……………580

在宅妊娠糖尿病患者指導管理料……………150

在宅自己導尿指導管理料……………1800

検査料

検体検査実施料

●時間外緊急院内検査加算（1 日につき）……………200

●迅速検体検査加算（5 項目まで）……………各項目に10点加算

（入院外の患者に実施した定められた検査について検査実施

日のうちに結果を説明した上で文書により情報を提供し、診

療が行われた場合）

1. 尿・糞便等検査

尿中一般物質定性半定量検査（当該医療機関内で検査を行った場合）……………26

尿中特殊物質定性定量検査

1. 尿蛋白……………7

2. 尿グルコース……………9

3. ウロビリノゲン（尿）……………16

5. N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）（尿）……………41

6. アルブミン定性（尿）……………49

7. 黄体形成ホルモン（LH）定性（尿）……………72

8. アルブミン定量（尿）……………105

尿沈渣（鏡検法）（当該医療機関内での検査に限る）……………27

③染色標本による検査を行った場合は、9 点を加算する。

糞便検査

1. 虫卵検出（集卵法）（糞便）、ウロビリノゲン（糞便）……………15

2. 糞便塗抹顕微鏡検査

（虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む）……………20

穿刺液・採取液検査

1. ヒューナー検査……………20

4. 精液一般検査……………70

5. 頸管粘液一般検査……………75	28. フェリチン半定量及び定量 ……111
6. 顆粒球エラスターゼ定性 (子宮頸管粘液)……………100	30. KL-6 ……117
7. 顆粒球エラスターゼ (子宮頸管粘液)……………125	37. 血液ガス分析 ……140
2. 血液学的検査	38. アルブミン非結合型ビリルビン ……143
血液形態・機能検査	40. ビタミンB ₁₂ ……………148
1. 赤血球沈降速度 (ESR) (当該医療機関内での検査に限る) ……9	42. 葉酸 ……158
2. 網赤血球数……………12	45. 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性…185
3. 血液浸透圧、末梢血液像 (自動機械法) ……15	58. プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量、プレセプシン定量 ……301
5. 末梢血液一般検査……………21	⑤ 1 回に採取した血液を用いて、1 から 8 までに掲げる検査 を 5 項目以上行った場合。 (イ) 5 項目以上 7 項目以下 ……93 (ロ) 8 項目又は 9 項目 ……99 (ハ) 10 項目以上……………112
6. 末梢血液像 (鏡検法) (特殊染色を併せて行った場合は、 特殊染色ごとにそれぞれ 27 点加算) ……25	⑥ 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り 20 点を 加算する。
7. 血中微生物検査……………40	4. 生化学的検査 (Ⅱ)
9. ヘモグロビン A _{1c} (HbA _{1c}) ……49	1) 内分泌学的検査
11. ヘモグロビン F (HbF) ……60	1. ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性 ……55
出血・凝固検査	2. 11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS) ……60
1. 出血時間……………15	6. プロラクチン (PRL) ……98
2. プロトロンビン時間 (PT)、全血凝固時間、 トロンボテスト……………18	8. トリヨードサイロニン (T ₃)……………105
3. 毛細血管抵抗試験……………19	9. 甲状腺刺激ホルモン (TSH) ……107
4. フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量……………23	10. インスリン (IRI) ……109
5. トロンビン時間……………25	11. サイロキシン (T ₄) ……111
6. ヘパリン抵抗試験……………28	12. 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、黄体 形成ホルモン (LH) ……114
7. 活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)、ヘパブ ラスチンテスト……………29	13. アルドステロン、テストステロン ……128
8. 血小板凝集能……………50	14. 遊離サイロキシン (FT ₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、 コルチゾール、サイロキシン結合グロブリン (TBG) ……130
10. アンチトロンビン活性および抗原……………70	17. サイログロブリン ……137
11. フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定性 および半定量・定量、プラスミン……………80	18. サイロキシン結合能 (TBC)、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)、 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-β サブユニット (HCG-β) ……140
12. フィブリンモノマー複合体定性……………93	19. カルシトニン ……141
13. プラスミノゲン活性および抗原……………100	20. ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナ ドトロピン (HCG) 半定量……………142
14. Dダイマー定性……………128	22. プロゲステロン ……155
15. プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)、 Dダイマー半定量……………131	23. I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵 抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) ……156
17. Dダイマー……………137	24. 骨型アルカリホスファターゼ (BAP) ……161
19. PIVKA-Ⅱ……………143	25. 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) ……162
20. 凝固因子インヒビター……………152	26. オステオカルシン (OC) ……165
22. プロテイン S 抗原……………162	27. 遊離テストステロン……………166
23. プロテイン S 活性……………170	28. インタクト I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) ……168
26. トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT) ……186	30. 低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量 ……170
29. 凝固因子 (第Ⅱ因子、第Ⅴ因子、第Ⅶ因子、第Ⅷ因子、 第Ⅸ因子、第Ⅹ因子、第Ⅺ因子、第Ⅻ因子) ……229	31. 副甲状腺ホルモン (PTH)、アテコールアミン分画 ……175
31. プロテイン C 抗原……………246	32. デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEA-S) ……176
33. プロテイン C 活性……………248	33. エストリオール (E ₃)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量…180
⑤ 1 回に採取した血液を用いて、14 から 33 までに掲げる検査 を 3 項目以上行った場合。 (イ) 3 項目又は 4 項目……………530 (ロ) 5 項目以上……………722	34. エストラジオール (E ₂)……………182
染色体検査 (すべての費用を含む) (分染法 397 点加算)……………2631	35. デオキシピリジノリン (DPD) (尿)……………191
3. 生化学的検査 (Ⅰ)	37. 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン ……200
血液化学検査	39. プレグナニジオール……………213
1. 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋 白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホス ファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミルト ランスフェラーゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カ リウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸 デヒドロゲナーゼ (LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダー ゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレ ステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙 法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法) ……11	44. 抗利尿ホルモン (ADH)……………235
3. HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステ ロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、ア ラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)……………17	45. プレグナントリオール……………240
4. LDL-コレステロール、蛋白分画……………18	⑤ 1 回に採取した血液を用いて、12 から 47 までに掲げる検査 を 3 項目以上行った場合。 (イ) 3 項目以上 5 項目以下……………410 (ロ) 6 項目又は 7 項目……………623 (ハ) 8 項目以上……………900
15. ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、γ-GTア イソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩……………48	2) 腫瘍マーカー
17. アンモニア……………50	2. 癌胎児性抗原 (CEA)……………105
18. CKアイソザイム、グリコアルブミン……………55	3. α-フェトプロテイン (AFP)……………107
19. コレステロール分画……………57	4. 組織ポリペプチド抗原 (TPA)、扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)……………110
25. ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) ……96	5. CA15-3……………121
	7. エラスターゼ 1……………129
	8. CA19-9……………130
	9. PIVKA-Ⅱ 半定量、PIVKA-Ⅱ 定量……………143
	10. CA72-4、SPan-1、シアリル Tn 抗原 (STN)……………146
	11. CA125……………148
	14. シアリル Le ^x -i 抗原 (SLX)……………152

23. CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT) ……	184
24. CA602 ……	190
26. ヒト精巣上体蛋白 4 (HE4) ……	200
28. 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液) ……	314
⑨ 1 回に採取した血液等を用いて、2 から 30 までに掲げる項目を 2 項目以上行った場合。但し、1 回を限度として算定し、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している場合は算定しない。	
(イ) 2 項目 ……	230
(ロ) 3 項目 ……	290
(ハ) 4 項目以上 ……	420
※CA125・CA602を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。	

5. 免疫学的検査

1) 免疫血液学的検査

1. ABO 血液型、Rh(D)血液型 ……	24
2. Coombs試験 イ. 直接 ……	34
ロ. 間接 ……	47
3. Rh (その他の因子) 血液型 ……	156
4. 不規則抗体 ……	159
⑨性器手術のうち帝王切開術等を行った場合に算定。	
6. 血小板関連IgG (PA-IgG) ……	204
7. ABO 血液型重型 ……	260
8. 抗血小板抗体 ……	262
9. 血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) ……	389

2) 感染症免疫学的検査

1. 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジン O (ASO) 定性/半定量/定量 ……	15
2. トキソプラズマ抗体定性/半定量 ……	26
4. 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性/半定量 ……	32
5. 梅毒血清反応 (STS) 半定量/定量 ……	34
6. 梅毒トレポネーマ抗体半定量/定量 ……	53
11. ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1 項目あたり) ……	79
⑨同一検体についてウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) の測定を行った場合は、8 項目を限度。	
13. HTLV-I 抗体定性/半定量 ……	85
14. トキソプラズマ抗体 ……	93
15. トキソプラズマIgM抗体 ……	95
16. HIV-1 抗体 ……	116
17. HIV-1、2 抗体定性/半定量、HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定性/定量 ……	118
18. HIV-1、2 抗体定量 ……	127
19. A 群 β 溶連菌迅速試験定性 ……	130
20. カンジダ抗原定性/半定量/定量 ……	138
22. 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性/半定量 ……	142
23. インフルエンザウイルス抗原定性 ……	143
26. クラミジア・トラコマチス抗原定性 ……	160
30. HTLV-I 抗体 ……	173
32. 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性 ……	180
35. グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体 ……	206
38. グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1 項目あたり) ……	218
⑨同一検体については、2 項目を限度として算定する。	
45. HIV-1 抗体 (ウエスタンブロット法) ……	280
47. HIV-2 抗体 (ウエスタンブロット法) ……	380
49. HTLV-I 抗体 (ウエスタンブロット法及びライゾット法) ……	425
50. HIV 抗原 ……	600

3) 肝炎ウイルス関連検査

1. HBs 抗原定性・半定量 ……	29
2. HBs 抗体定性/半定量 ……	32
3. HBs 抗原、HBs 抗体 ……	88
4. HBe 抗原、HBe 抗体 ……	107
5. HCV 抗体定性・定量、HCVコア蛋白 ……	111
6. HBc抗体半定量・定量 ……	141
7. HCVコア抗体 ……	143
8. HA抗体 ……	146

⑨ 1 回に採取した血液を用いて肝炎ウイルス関連検査の 3 から 14 までに掲げる検査を 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、	
(イ) 3 項目 ……	290
(ロ) 4 項目 ……	360
(ハ) 5 項目以上 ……	447

4) 自己抗体検査

2. リウマトイド因子 (RF) 定量 ……	30
5. 抗核抗体 (蛍光抗体法) 定性/半定量/定量 ……	105
12. 抗SS-B/La抗体定性/半定量/定量 ……	161
14. 抗SS-A/Ro抗体定性/半定量/定量 ……	163
16. 抗DNA抗体定性/定量 ……	172
25. 抗カルジオリピン β_2 グリコプロテイン I 複合体抗体 ……	223
26. 抗TSHレセプター抗体 (TRAb) ……	232
27. 抗カルジオリピン抗体 ……	239
34. ループスアンチコアグラント定量/定性 ……	281
37. 甲状腺刺激抗体 (TSAb) ……	340

⑨ 9 から 15 まで、18 及び 30 に掲げる検査を 2 ～ 3 項目以上行った場合、所定点数にかかわらず、それぞれ 320 点又は 490 点を算定する。

5) 血漿蛋白免疫学的検査

1. C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP) ……	16
4. 血清補体価 (CH50)、免疫グロブリン ……	38
7. トランスフェリン (Tf) ……	60
8. C ₃ 、C ₄ ……	70
10. 非特異的IgE半定量/定量 ……	100
11. β_2 -ミクログロブリン ……	107
12. 特異的IgE半定量・定量 ……	110
⑨特異的IgE 半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに点数算定。1 回の採血で 1430 点まで。	
14. ハプトグロビン (型補正を含む) ……	140
23. 癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液) ……	204

6. 微生物学的検査

排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

1. 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの ……	50
⑨集菌塗抹法を行った場合には、所定点数に 32 点を加算する。	
3. その他のもの ……	61

細菌培養同定検査

1. 口腔、気道又は呼吸器からの検体 ……	160
2. 消化管からの検体 ……	180
3. 血液又は穿刺液 ……	210
4. 泌尿器又は生殖器からの検体 ……	170
5. その他の部位からの検体 ……	160
6. 簡易培養 ……	60
⑨ 1 ～ 6 までについては、同一検体について、一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は 115 点を加算する。質量分析装置加算として所定点数に 40 点加算する。	

細菌薬剤感受性検査

1. 1 菌種 ……	170
2. 2 菌種 ……	220
3. 3 菌種以上 ……	280

抗酸菌分離培養検査

1. 抗酸菌分離培養 (液体培地法) ……	280
2. 抗酸菌分離培養 (それ以外のもの) ……	204

抗酸菌同定 (種目にかかわらず一連につき) …… 361

抗酸菌薬剤感受性検査 (培地数に関係なく) …… 380

⑨ 4 薬剤以上使用した場合に限り算定。

微生物核酸同定・定量検査

1. 細菌核酸検出 (白血球) (1 菌種あたり) ……	130
2. 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出 ……	204
3. HBV核酸定量 ……	279
4. 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 ……	286
8. HPV核酸検出、HPV核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定) ⑨ (ASC-USと判定された患者又は過去に子宮頸部円錐切除術を行った患者に限り) ……	360
11. HCV核酸定量 ……	437
12. HTLV-1 核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 ……	450
(HTLV-1 抗体 (ウエスタンブロット法及びライゾット法) 判定保留となった妊婦の場合)	
14. サイトメガロウイルス核酸検出 ……	850
16. HPVジェノタイプ判定 ……	2000

7. 検体検査判断料

1. 尿・糞便等検査判断料 ……	34
2. 血液学的検査判断料 ……	125
3. 生化学的検査 (I) 判断料 ……	144
4. 生化学的検査 (II) 判断料 ……	144
5. 免疫学的検査判断料 ……	144
6. 微生物学的検査判断料 ……	150
⑨ 1. 検体検査判断料は該当する検体検査の種類、回数にか	

かわらず各々月1回に限り算定する。

2. 尿中一般物質定性半定量検査については尿・糞便検査判断料は算定しない。

8. 呼吸循環機能検査等

心電図検査

1. 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 ……130

9. 超音波検査等

超音波検査（記録に要する資用を含む）

2. 断層撮影法（心臓超音波検査を除く）

（イ）胸腹部 ……530

（ロ）下肢血管 ……450

（ハ）その他（頭頸部、四肢、体表、抹消血管等） ……350

⑩パルスドプラ法を行った場合は200点を加算する。

3. 心臓超音波検査

（ニ）胎児心エコー法⑩（月1回） ……300

胎児心エコー法診断加算として所定点数に700点加算する。

4. ドプラ法（1日につき）

（イ）胎児心音観察、末梢血管血行動態検査 ……20

⑩超音波検査において同一検査を同一月に2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。

残尿測定検査

1. 超音波検査によるもの ……55

2. 導尿によるもの ……45

⑩残尿測定検査は患者1人につき月に2回に限り算定する。

骨塩定量検査（4月に1回）

1. DEXA法による腰椎撮影 ……360

⑩同一日にDEXA法による大腿骨撮影を行った場合は、所定点数に90点を加算する。

2. MD法、SEXA法等 ……140

3. 超音波法 ……80

10. 監視装置による諸検査

分娩監視装置による諸検査

1. 1時間以内の場合 ……480

2. 1時間を超え1時間30分以内の場合 ……660

3. 1時間30分を超えた場合 ……840

ノンストレステスト（一連につき） ……200

経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき） ……30

⑩人工呼吸と同時にを行った場合の費用は、人工呼吸の点数に含まれる。

11. 負荷試験等

肝及び腎のクリアランステスト ……150

⑩1. 尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は、膀胱尿道鏡検査を行った場合はその所定点数を併せて算定する。

2. 検査に伴う注射、採血、検体測定のコストを含む。

内分泌負荷試験

1. 下垂体前葉負荷試験

（イ）成長ホルモン（GH）（一連として） ……1200

⑩患者1人につき月2回に限り算定

（ロ）ゴナドトロピン（LH及びFSH）（一連として月1回） ……1600

（ハ）甲状腺刺激ホルモン（TSH）（一連として月1回） ……1200

（ニ）プロラクチン（PRL）（一連として月1回） ……1200

（ホ）副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）（一連として月1回） ……1200

2. 下垂体後葉負荷試験（一連として月1回） ……1200

3. 甲状腺負荷試験（一連として月1回） ……1200

4. 副甲状腺負荷試験（一連として月1回） ……1200

5. 副腎皮質負荷試験（イ）鉱質コルチコイド（一連として月1回） ……1200

（ロ）糖質コルチコイド（一連として月1回） ……1200

6. 性腺負荷試験（一連として月1回） ……1200

⑩1. 1月に3600点を限度とする。

2. 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数、測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。

糖負荷試験

1. 常用負荷試験（血糖、尿糖検査を含む） ……200

卵管通気・通水・通色素検査・ルビントテスト ……100

皮内反応検査他

1. 21箇所以内の場合（1箇所につき） ……16

2. 22箇所以上の場合（一連につき） ……350

12. 内視鏡検査

腹腔鏡検査・腹腔ファイバースコープ ……2160

クルドスコープ ……400

膀胱尿道ファイバースコープ ……950

ヒステロスコープ ……220

コルポスコープ ……210

子宮ファイバースコープ ……800

⑩2. 同一月において同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。

13. 診断穿刺・検体採取料

血液採取（1日につき）（外来患者のみ）（6歳未満の乳幼児25点加算）

1. 静脈 ……30

2. その他 ……6

ダグラス窩穿刺 ……240

内視鏡下生検法（1臓器につき） ……310

子宮腔部等からの検体採取

1. 子宮頸管粘液採取 ……40

2. 子宮腔部組織採取 ……200

3. 子宮内膜組織採取 ……370

その他の検体採取

2. 胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む） ……180

3. 動脈血採取（1日につき） ……50

画像診断料

時間外緊急院内画像診断加算（外来1日につき） ……110

1. エックス線診断料

エックス線診断料は①診断料、②撮影料、③フィルム料、④造影剤料、⑤注入手技料に分かれており、その組み合わせによって算定する。

$$\text{①診断料} + \text{②撮影料} + \frac{\text{③フィルム料(円)}}{10} + \frac{\text{④造影剤の価格(円)}}{10} + \text{⑤造影剤腔内注入手技料} \left\{ \begin{array}{l} \text{注腸 (300)} \\ \text{その他 (120)} \end{array} \right.$$

区分	部 位	電子化管理・保存加算	フィルム数	①診断料	②撮影料 アナログ・デジタル	③フィルム料(円)	
単 純 撮 影	頭・胸部・ 腹部・脊椎	57	1	85	60 68	1 枚	
			2	128	90 102	四 ツ 切 63	
			3	170	120 136	大 角 116	
	その他		1	43	60 68	半 切 122	
			2	65	90 102	マンモグラフィー用 123 18×24cm	
乳房撮影	乳房	54	一連につき	306	192 202		
造 影 剤 用	消化管、そ の他の臓器	66	1	72	144 154	(6歳未満の胸部又は腹部単純撮影の場合のフィルム料は10%増し。)	
			2	108	216 231		
			3	144	288 308		
特殊撮影	骨盤計測等	58	一連につき	96	260 270		

③フィルム料(円)

1 枚

四 ツ 切 63

大 角 116

半 切 122

マンモグラフィ用
18 × 24cm 123

(6歳未満の胸部又は腹部単純撮影の場合のフィルム料は10%増し。)

⑩電子化して管理・保存した場合はフィルム料は算定できない。

2. コンピューター断層撮影診断料⑩

同一月に2回以上行った場合の2回目以降の断層撮影（一連につき）所定点数の80/100を算定する

電子化管理保存加算（一連の撮影につき1回） ……120

⑩フィルムの費用は算定できない

新生児、3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の乳児に対して、それぞれ所定点数に80/100、50/100、30/100を加算する

1. CT 撮影（一連につき）

（イ）64列以上のマルチスライス型の機器

（1）共同利用施設において行われる場合 ……1020

（2）その他の場合 ……1000

（ロ）16列以上64列未満のマルチスライス型の機器 ……900

（ハ）4列以上16列未満のマルチスライス型の機器 ……750

（ニ）（イ）、（ロ）又は（ハ）以外 ……560

造影剤加算 ……500

2. MRI 撮影（一連につき）

1. 3テスラ以上の機器

（イ）共同利用施設において行われる場合 ……1620

（ロ）その他の場合 ……1600

2. 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器 ……1330

3. 1又は2以外 ……900

造影剤加算 ……250

乳房MRI撮影加算⑩ ……100

3. コンピューター断層診断（月1回） ……450

処置料

創傷処置

1. 100平方センチメートル未満	52
2. 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	60
3. 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	90
4. 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	160
5. 6,000平方センチメートル以上	275
⑤ 1. は入院外及び手術後の患者（入院中）に限る。手術後の患者については手術日から起算して14日を限度。	
ダグラス窩穿刺	240
乳腺穿刺・リンパ節等穿刺	200
喀痰吸引（1日につき）〈6歳未満の乳幼児83点加算〉	48
高位浣腸、高圧浣腸、洗腸（3歳未満の乳幼児55点加算）	65
摘便	100
酸素吸入（1日につき）（使用した精製水の費用は所定点数に含まれる）、酸素テント（1日につき）	65
インキュベーター（1日につき）	120
痔核嵌頓整復法（脱肛を含む）	290
新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（1日につき）	140
救命のための気管内挿管（6歳未満の乳幼児55点加算）	500
人工呼吸	
1. 30分までの場合	242
2. 30分を超え5時間までの場合242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算。	
3. 5時間を超えた場合（1日につき）	819
⑤ 使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時にを行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
気管内洗浄（1日につき）〈6歳未満の乳幼児110点加算〉	280
⑤ 同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入の費用を含む。	
胃洗浄（3歳未満の乳幼児110点加算）	250
皮膚科軟膏処置	
1. 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	55
2. 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	85
3. 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	155
4. 6,000平方センチメートル以上	270
臍肉芽腫切除術	220
膿腫穿刺、陰嚢水腫穿刺	80
留置カテーテル設置	40
膀胱洗浄（1日につき）	60
（同時に行う留置カテーテル設置中の膀胱洗浄及び薬液注入の費用は所定点数を含む。）	
羊水穿刺（羊水過多症の場合）	144
腔洗浄（熱性洗浄を含む）	47
子宮腔洗浄（薬液注入を含む）	47
卵管内薬液注入法	60
陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	408
子宮頸管内への薬物挿入法	45
子宮出血止血法 1. 分娩時のもの	624
2. 分娩外のもの	45
子宮腔部薬物焼灼法	100
子宮腔部焼灼法	180
子宮頸管拡張及び分娩誘発法	
1. ラミナリア	120
2. コルポイリント	120
3. 金属拡張器（ヘガール等）	180
4. メトロイリント	340
分娩時鈍性頸管拡張法	456
子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）	290
薬物放出子宮内システム処置	
1. 挿入術	240
2. 除去術	150
妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290
胎盤圧出法	45
クリステル胎児圧出法	45
人工羊水注入法	720
消炎鎮痛等処置（1日につき）	
1. マッサージ等の手技による療法	35
2. 器具等による療法	35
3. 湿布処置（半肢の大部分又は頭部及び顔面の大部以上）	35
鼻腔栄養（1日につき）	60

手術料

1. 緊急手術

1. 緊急手術を行った場合

（イ）届出た医療機関

- （1）休日加算 1 ……所定点数の160/100加算
- （2）時間外加算1（外来患者） ……所定点数の80/100加算
- （3）深夜加算 1 ……所定点数の160/100加算
- （4）外来患者に対し規定する時間に手術を行った場合 ……所定点数の80/100加算

（ロ）（イ）以外の医療機関

- （1）休日加算 2 ……所定点数の80/100加算
- （2）時間外加算 2（外来患者） ……所定点数の40/100加算
- （3）深夜加算 2 ……所定点数の80/100加算
- （4）時間外特例医療機関において、規定する時間に手術を行った場合（外来患者） ……所定点数の40/100加算

2. 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児

……所定点数の100/100又は50/100を加算する

3. 皮膚、皮下組織

創傷処理

1. 筋肉・臓器に達するもの（長径5cm未満） ……1250
2. 筋肉・臓器に達するもの（長径5cm以上10cm未満） ……1680
4. 筋肉・臓器に達しないもの（長径5cm未満） ……470
5. 筋肉・臓器に達しないもの（長径5cm以上10cm未満） ……850

皮膚切開術

1. 長径10cm未満 ……470
2. 長径10cm以上20cm未満 ……820

皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）

1. 長径3cm未満 ……3480
2. 長径3cm以上6cm未満 ……9180

皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）

1. 長径3cm未満 ……2110
2. 長径3cm以上6cm未満 ……4070

皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部）

1. 長径2cm未満 ……1660
2. 長径2cm以上4cm未満 ……3670

皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部以外）

1. 長径3cm未満 ……1280
2. 長径3cm以上6cm未満 ……3230
3. 長径6cm以上12cm未満 ……4160

4. 乳腺

乳腺膿瘍切開術 ……820

乳腺腫瘍摘出術

1. 長径5cm未満 ……2660
2. 長径5cm以上 ……6730

5. 動脈

血管露出術 ……530

6. 婦人科手術

バルトリン腺膿瘍切開術 ……780

処女膜切開術 ……790

処女膜切除術 ……980

輪状処女膜切開術 ……2230

バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術（造袋術を含む） ……2760

女子外性器腫瘍摘出術 ……2340

女子外性器悪性腫瘍手術⑤

1. 切除 ……29190
2. 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合 ……63200

会陰形成手術

1. 筋層に及ばないもの（性同一性障害の患者の場合⑥） ……2330
2. 筋層に及ぶもの ……6910

外陰・陰血腫除去術 ……1600

腔壁裂創縫合術（分娩時を除く）

1. 前又は後壁裂創 ……2760
2. 前後壁裂創 ……6330
3. 腔門蓋に及ぶ裂創 ……8280
4. 直腸裂傷を伴うもの ……31940

腔閉鎖術

1. 中央腔閉鎖術（子宮全脱） ……7410
2. その他 ……2580

後腔門蓋切開（異所性妊娠） ……2230

腔中隔切除術

1. 不全隔のもの ……1260

2. 全中隔のもの……………	2540	2. 腹腔鏡によるもの……………	21370
腔壁腫瘍摘出術……………	2540	卵巣部分切除術（腔式を含む）	
腔壁囊腫切除術……………	2540	1. 開腹によるもの……………	6150
腔ポリープ切除術……………	1040	2. 腹腔鏡によるもの……………	18810
腔壁尖圭コンジローム切除術（外陰尖圭コンジローム切除術）…	1040	卵管結紮術（腔式を含む）（両側）	
腔壁悪性腫瘍手術 ^施 ……………	44480	1. 開腹によるもの……………	4350
腔腸瘻閉鎖術……………		2. 腹腔鏡によるもの……………	18810
1. 内視鏡によるもの ^施 ……………	10300	卵管口切開術……………	
2. その他のもの……………	35130	1. 開腹によるもの……………	5220
造腔術、腔閉鎖症術……………		2. 腹腔鏡によるもの……………	18810
1. 拡張器利用によるもの……………	2130	腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術……………	24130
2. 遊離植皮によるもの（性同一性障害の患者の場合 ^施 ）……………	18810	子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（性同一性障害の患者の場合 ^施 ）	
3. 腔断端挙上によるもの ^施 ……………	28210	1. 開腹によるもの……………	17080
4. 腸管形成によるもの（性同一性障害の患者の場合 ^施 ）……………	47040	2. 腹腔鏡によるもの……………	25940
5. 筋皮弁移植によるもの（性同一性障害の患者の場合 ^施 ）……………	55810	卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側）	
腹腔鏡下造腔術……………	38690	1. 開腹によるもの……………	12460
腔壁形成手術……………	7880	2. 腹腔鏡によるもの……………	25540
腔断端挙上術（腔式・腹式）……………	29190	子宮付属器悪性腫瘍手術（両側） ^施 ……………	58500
子宮内膜搔爬術……………	1180	卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）……………	27380
クレニッヒ手術……………	7710	卵管鏡下卵管形成術 ^施 ……………	46410
腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術……………	20610	腹腔鏡下卵管形成術……………	46410
子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術（癒着剥離術を含む）……………	18590	試験開腹術……………	5550
子宮鏡下子宮内膜焼灼術 ^施 ……………	17810	腹腔鏡下試験開腹術、腹腔鏡下試験切除術……………	11320
子宮位置矯正術……………		限局性腹腔膿瘍手術……………	
1. アレキサンダー手術……………	4040	1. 横隔膜下膿瘍……………	10690
2. 開腹による位置矯正術……………	8140	2. ダグラス窩膿瘍……………	5710
3. 癒着剥離矯正術……………	16420	3. 虫垂周囲膿瘍……………	5340
子宮脱手術……………		4. その他のもの……………	9270
1. 腔壁形成手術及び子宮位置矯正術……………	16900	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術……………	10800
2. ハルバン・シャウタ手術 ^施 ……………	16900	^注 挿入時に行う画像診断、検査費用は算定しない。	
3. マンチェスター手術……………	14110	虫垂切除術 1. 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの……………	6740
4. 腔壁形成手術及び子宮全摘術（腔式・腹式）……………	28210	2. 虫垂周囲膿瘍を伴うもの……………	8880
腹腔鏡下仙骨腔固定術 ^施 ……………	48240	7. 産科手術	
^注 メッシュを使用した場合に算定する。		分娩時頸部切開術（縫合を含む）……………	3170
子宮頸管ポリープ切除術……………	990	骨盤位娩出術……………	3800
子宮腔部冷凍凝固術……………	990	吸引娩出術……………	2550
子宮頸部（腔部）切除術……………	3330	鉗子娩出術……………	
子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術……………	470	1. 低位（出口）鉗子……………	2700
子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む）……………	3330	2. 中位鉗子……………	4760
子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療……………	3330	会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）……………	1530
子宮息肉様筋腫摘出術（腔式）……………	3810	会陰（腔壁）裂創縫合術（分娩時）……………	
子宮筋腫摘出（核出）術 1. 腹式……………	24510	1. 筋層に及ぶもの……………	1650
2. 腔式……………	14290	2. 肛門に及ぶもの……………	4630
腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術……………	37620	3. 腔門蓋に及ぶもの……………	4320
子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術……………	4730	4. 直腸裂創を伴うもの……………	8920
痕跡副角子宮手術……………		頸管裂創縫合術（分娩時）……………	5880
1. 腹式……………	15240	帝王切開術……………	
2. 腔式……………	8450	1. 緊急帝王切開……………	22200
子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法……………	8450	2. 選択帝王切開……………	20140
子宮鏡下子宮筋腫摘出術……………	17100	^注 複雑な場合については2000点を所定点数に加算する。	
子宮腔上部切断術……………	10390	胎児縮小術（娩出術を含む）……………	3220
腹腔鏡下子宮腔上部切断術……………	17540	臍帯還納術……………	1240
子宮全摘術（性同一性障害の患者の場合 ^施 ）……………	28210	脱垂肢整復術……………	1240
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害の患者の場合 ^施 ）……………	42050	子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む）……………	2460
広韧带内腫瘍摘出術……………	16120	胎盤用手剥離術……………	2350
腹腔鏡下広韧带内腫瘍摘出術……………	28130	子宮破裂手術……………	
子宮悪性腫瘍手術……………	62000	1. 子宮全摘除を行うもの……………	29190
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 ^施 ……………	70200	2. 子宮腔上部切断を行うもの……………	29190
腹壁子宮瘻手術……………	23290	3. その他のもの……………	16130
重複子宮、双角子宮手術……………	25280	妊娠子宮摘出術（ポロー手術）……………	33120
子宮頸管形成手術……………	3590	子宮内反症整復手術（腔式、腹式）……………	
子宮頸管閉鎖症手術……………		1. 非観血的……………	340
1. 非観血的……………	180	2. 観血的……………	15490
2. 観血的……………	3590	子宮頸管縫縮術……………	
奇形子宮形成術（ストラスマン手術）……………	23290	1. マクドナルド法……………	1680
腔式卵巣囊腫内容排除術……………	1350	2. シロッカー法又はラッシュ法……………	3090
経皮的卵巣囊腫内容排除術……………	1490	3. 縫縮解除術（チューブ抜去術）……………	1500
子宮付属器癒着剥離術（両側）……………		胎児外回転術……………	670
1. 開腹によるもの……………	13890	胎児内（双合）回転術……………	1190
		流産手術……………	
		1. 妊娠11週までの場合……………	
		(イ) 手動真空吸引法によるもの……………	4000
		(ロ) その他のもの……………	2000

2. 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5110
子宮内容除去術（不全流産）	1980
内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 [㊦]	40000
胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき） [㊦]	11880
⑨手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
胎状奇胎除去術	4120
異所性妊娠手術	
1. 開腹によるもの	14110
2. 腹腔鏡によるもの	22950
新生児仮死蘇生術	
1. 仮死第1度のもの	840
2. 仮死第2度のもの	2700
「通則7」の極低出生体重児又は新生児加算を算定できる。	

複数手術の特例（主なもの）

腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
子宮鏡下子宮筋腫摘出術	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術
子宮全摘術	広靱帯内腫瘍摘出術 子宮附属器癒着剥離術（両側） 1 開腹によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
腹腔鏡下腔式子宮全摘術	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術 子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
帝王切開術	子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式 広靱帯内腫瘍摘出術 子宮附属器癒着剥離術（両側） 1 開腹によるもの 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
異所性妊娠手術	子宮附属器癒着剥離術（両側） 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）

点数の高い手術が主たる手術
従たる手術（1つのみ）50／100を加算

輸血料

I. 輸血

1. 自家採血輸血（200mlごとに）	1 回目	750
	2 回目以降	650
2. 保存血液輸血（200mlごとに）	1 回目	450
	2 回目以降	350
3. 自己血貯血		
○ 6歳以上（200mlごとに）		
液状保存の場合		250
凍結保存の場合		500
○ 6歳未満（体重1kgにつき4mlごとに）		
液状保存の場合		250
凍結保存の場合		500
4. 自己血輸血		
○ 6歳以上（200mlごとに）		
液状保存の場合		750
凍結保存の場合		1500
○ 6歳未満 体重（1kgにつき4mlごとに）		
液状保存の場合		750
凍結保存の場合		1500
5. 希釈式自己血輸血		
イ. 6歳以上の患者の場合（200mlごとに）		1000
ロ. 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mlごとに）		1000
6. 交換輸血（1回につき）		5250
⑨1. 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。		
2. 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の		

量は含まれないものとする。

3. 骨髓内輸血又は血管露出術を行った場合は、骨髓穿刺又は血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。
4. 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用を加算する。
5. 輸血に伴って行った患者の血液型（ABO式及びRh式）の費用として所定点数に54点を加算する。
6. 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、197点を所定点数に加算する。
7. HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスⅠ（A、B、C）又はクラスⅡ（DR、DQ、DP）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1000点又は1400点を加算する。
8. 輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、1回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。
ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験、間接クームス検査加算は算定できない。
9. 6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。
10. 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
11. 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
12. 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

II. 輸血管理科[㊦]

1. 輸血管理科Ⅰ	220
2. 輸血管理科Ⅱ	110

III. 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）

1. 濃縮及び洗浄を行うもの	5500
2. 濾過を行うもの	3500

麻酔料

迷う麻酔	31
静脈麻酔	
1. 短時間のもの	120
2. 十分な体制で行われる長時間のもの（単純な場合）	600
3. 十分な体制で行われる長時間のもの（複雑な場合）	800
硬膜外麻酔	
1. 頸・胸部	1500
2. 腰部	800
3. 仙骨部	340
⑨実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に、それぞれ750点、400点、170点加算する。	
硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき、麻酔当日を除く）	80
⑨精密持続注入を行った場合は所定点数に一日につき80点を加算する。	
脊椎麻酔	850
⑨実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に128点を加算する。	
開放点滴式全身麻酔	310
マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	
4. 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合又は側臥位で麻酔が行われる場合	
（イ）別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合	9130
（ロ）イ以外の場合	6610
5. その他の場合	
（イ）別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合	8300
（ロ）イ以外の場合	6000
⑨実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
（ニ）4に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合	660
（ホ）5に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合	600
⑨酸素と窒素は購入価格/10を加算できる。	
⑨同一日に行われた呼吸心拍監視は所定点数に含まれる。	
⑨硬膜外麻酔を併せて行った場合は、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	

- (イ) 頸・胸部750
 (ロ) 腰部400
 (ハ) 仙骨部170
 ⑩全身麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、上記にそれぞれ375点、200点、85点を加算する。

麻酔管理料 (I)

1. 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合⑩250
 2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合⑩1050
 ⑪ (I) で帝王切開術の麻酔を行った場合、帝王切開術時麻酔加算として所定点数に700点を加算する。

麻酔管理料 (II)

1. 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合⑩150
 2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合⑩450
 ⑫ 1. 緊急手術時の麻酔料 緊急手術の項参照
 2. 同一の目的のために2つ以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。
 3. 薬剤料は $\frac{P-15\text{円}}{10} + 1$ 点とする。15円以下は算定しない。
 4. 麻酔の前処置として行われる麻薬、鎮静剤などの投薬、注射及び麻酔の副作用防止の目的で行う注射等は麻酔料の薬剤料として算定する。
 なお、別に偶発の事故に対する処置、注射などは算定ができる。

病理診断

- ⑬ 1. 3臓器を限度とする。
 2. リンパ節は所属リンパ節ごとに1臓器として数える。
 病理組織標本作製 (1臓器につき/1部位につき)860
 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製
 1. エストロゲンレセプター720
 2. プロジェステロンレセプター690
 ⑭ 同一月に併せて実施した場合、主たる病理組織標本作製の所定点数に180点加算する。
 術中迅速病理組織標本作製 (1手術につき)1990
 迅速細胞診 (1手術につき/1検査につき)450
 細胞診 (1部位につき)
 1. 婦人科材料等によるもの150
 2. 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの190
 ⑮ 1. 1について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、36点を所定点数に加算する。
 2. 2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。
 病理診断料
 1. 組織診断料450
 2. 細胞診断料200
 病理診断管理加算 1 ⑯
 1. 組織診断を行った場合120
 2. 細胞診断を行った場合60
 病理診断料管理加算 2 ⑯
 1. 組織診断を行った場合320
 2. 細胞診断を行った場合160
 病理判断料 (病理診断料を算定した場合には算定しない。)150

投薬料

1. 調剤料
 (1) 外来患者に対して投薬を行った場合
 (イ) 内服薬、浸煎薬及び屯服薬 (1回の処方に係る調剤につき)9
 (ロ) 外用薬 (1回の処方に係る調剤につき)6
 (2) 入院中の患者に対して投薬を行った場合 (1日につき)7
 ⑯ 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、麻薬等加算として、外来患者に係る場合には1処方につき1点、入院中の患者の場合には1日につき1点を加算する。
 2. 処方料 (外来患者のみ)
 (1) 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬 (臨時の投薬等のもの及びやむを得ず投与するものを除く。) を行った場合18
 (2) 7種類以上の内服薬の投薬 ((1) 以外の)29
 (3) (1) 及び (2) 以外の場合42
 ⑰ 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合は、麻薬等加算として、1処方につき1点を加算する
 乳幼児加算 (3歳未満) (1処方につき)3
 特定疾患処方管理加算 I (月2回) (1処方につき)18
 特定疾患処方管理加算 II (月1回) (28日以上処方の場合)66

注射料

注 射 点 数	外 来 (1回につき)	入 院 (1日につき)
皮内、皮下及び筋肉内注射	20	0
静脈内注射 (6歳未満の乳幼児45点加算、翼状針を含む)	32	0
点滴注射 (6歳未満の乳幼児45点加算)		
1. 6歳未満の乳幼児に対するもの (1日分の注射量が100ml以上の場合)	98	98
2. 1に準ずる者以外に対するもの (1日分の注射量が500ml以上の場合)	97	97
3. その他の場合 (入院患者以外に限る)	49	—

精密持続点滴注射加算

- (精密持続点滴注射用定量輸血回路を包括) (1日につき)80
 中心静脈注射用カテーテル挿入 (6歳未満の乳幼児500点加算)1400
 プラスチックカニューレ型静脈内留置針 (1日につき)
 (1) 標準型89円
 (2) 針刺し事故防止機能付加型95円
 注 1. 生物学的製剤を注射した場合には、15点加算する。
 2. 麻薬を使用した場合は、当該注射につき5点を加算する。
 3. 反応試験の費用は、所定点数に含まれる。
 4. 点滴回路を使用した場合の費用は、点滴注射に包括する。
 5. 1回目の血漿成分製剤の注射の場合、患者に必要性、危険性等を文書により説明した場合50点を加算する。

入院料

診療所 (療養病床を除く) 1日につき

入院基本料⑱	有床診療所 (看護職員 7人以上)	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ハ. 31日以上	入院基本料 1 861 669 567	入院基本料 4 775 602 510
	有床診療所 (看護職員 4~6人)	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ニ. 31日以上	入院基本料 2 770 578 521	入院基本料 5 693 520 469
	有床診療所 (看護職員 1~3人)	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ニ. 31日以上	入院基本料 3 568 530 500	入院基本料 6 511 477 450

2. 重症児 (者) 受入連携加算 (入院初日に限る)2000
 3. 有床診療所一般病床初期加算 (1日につき。7日を限度) ⑲100
 4. 夜間緊急体制確保加算⑲15
 5. (イ) 医師配置加算 1 ⑲88
 (ロ) 医師配置加算 2 ⑲60
 6. (イ) 看護配置加算 1 (看護師3人を含む10人以上) ⑲40
 (ロ) 看護配置加算 2 (10人以上) ⑲20
 (ハ) 夜間看護配置加算 1 (夜間の看護要員の数が看護職員1人を含む2人以上) ⑲85
 (ニ) 夜間看護配置加算 2 (夜間の看護職員の数1人以上) ⑲35
 (ホ) 看護補助配置加算 1 ⑲10
 (ヘ) 看護補助配置加算 2 ⑲5
 7. 看取り加算 (入院の日から30日以内) ⑲1000
 10. 栄養管理実施加算 (1日につき) ⑲12
 11. 有床診療所在宅復帰機能強化加算 (入院してから15日以降に1日につき) ⑲20
 妊産婦緊急搬送入院加算 (入院初日) ⑳7000
 医療安全対策加算 1 (入院初日) ㉑85
 医療安全対策加算 2 (入院初日) ㉑30
 ハイリスク妊娠管理加算 (1日につき。20日を限度) ㉑1200
 ハイリスク分娩管理加算 (1日につき。8日を限度。有床診療所では不可) ㉑3200